

お客さま各位

帯広信用金庫

「普通預金規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
当金庫は、令和3年4月1日より、普通預金規定を下記のとおり改定させていただきます。
なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

1. 主な改定内容

以下の条項を新設いたします。

「未利用口座および未利用口座管理手数料」条項を新設

未利用口座および未利用口座管理手数料

(1) 未利用口座の範囲

最後に預入れまたは払戻し等による口座残高の異動（当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上一度も預入れまたは払出しが無い口座を未利用口座として取扱います。

(2) 未利用口座管理手数料

①本手数料は、前項の未利用口座が対象となります。

②未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。未利用口座となってから3ヵ月間ご利用（お預入れ、払戻し）がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、「管理手数料」という。）をいただきます。この場合、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落しができるものとします。また、お支払いいただいた管理手数料はご返却いたしません。

③未利用口座の残高が管理手数料以下のときは、当該口座残高全額を管理手数料に充当のうえ、当金庫は預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。

④解約された預金口座の再利用はできません。

(3) その他手数料

①この預金口座取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合においても、当該手数料は当金庫所定の方法により引落します。

②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は預金者に通知することなく、この預金口座を解約することができるものとします。

以上